平成３０年（再イ）第５号
岡山県玉野市田井３丁目28番５号
再生債務者　下山　航平
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月21日まで
平成30年４月23日
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（再イ）第１号
広島県尾道市木ノ庄町木梨2091番地
再生債務者　定信　諒
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月21日まで
平成30年４月23日　広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（再イ）第１２号
山口県周南市川崎２丁目12番５号
再生債務者　椎木　博
1　決議に付する再生計画案　平成30年１月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月21日まで
平成30年４月23日　山口地方裁判所周南支部

平成３０年（再イ）第２号
山口県光市光井５丁目２番14号
再生債務者　西川　真徳
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月21日まで
平成30年４月23日　山口地方裁判所周南支部

平成２９年（再イ）第１７号
鹿児島県姶良市西姶良１丁目28番８号
再生債務者　森山雄一郎
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月21日まで
平成30年４月23日
鹿児島地方裁判所加治木支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２９年（再イ）第４５号
新潟市南区大通黄金４丁目２番地20
再生債務者　簏本　旗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月19日　新潟地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第２号
三重県三重郡菰野町大字田光198番地26
再生債務者　佐藤　功二
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月14日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月21日から平成30年５月28日まで
津地方裁判所四日市支部

平成３０年（再ロ）第２号
大阪府松原市立部２丁目224番地の54
再生債務者　蓮本　和幸
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月18日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月25日から平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第１号
香川県観音寺市南町１丁目８番25号
再生債務者　宮脇　信之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年４月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年５月21日まで
平成30年４月23日
高松地方裁判所観音寺支部

法務省共済組合定款の一部変更について

法務省共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。
平成 30 年３月 30 日
法務省共済組合代表者
法務大臣　上川　陽子

第28条第１項の表中「38.78/1,000」を「35.98/1,000」に、「5.55/1,000」を「7.13/1,000」に、「77.56/1,000」を「71.96/1,000」に、「11.10/1,000」を「14.26/1,000」に改め、同条第２項の表中「38.78/1,000」を「35.98/1,000」に、「5.55/1,000」を「7.13/1,000」に改め、同条第３項中「38.78/1,000」を「35.98/1,000」に、「1.18/1,000」を「1.17/1,000」に改める。

別表（第３条関係）中水戸地方検察庁支部の項、宇都宮地方検察庁支部の項、前橋地方検察庁支部の項、福島地方検察庁支部の項、山形地方検察庁支部の項、盛岡地方検察庁支部の項、秋田地方検察庁支部の項、青森地方検察庁支部の項、函館地方検察庁支部の項、旭川地方検察庁支部の項及び釧路地方検察庁支部の項を削り、「名古屋法務局支部」を「法務局名古屋支部」に改め、津地方法務局支部の項、岐阜地方法務局支部の項、福井地方法務局支部の項、金沢地方法務局支部の項及び富山地方法務局支部の項を削る。

附　則
1　この変更は、平成30年４月１日から施行する。
2　変更後の第28条第１項から第３項までの規定は、平成30年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
3　水戸地方検察庁支部、宇都宮地方検察庁支部及び前橋地方検察庁支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は検察庁東京支部において、福島地方検察庁支部、山形地方検察庁支部、盛岡地方検察庁支部、秋田地方検察庁支部及び青森地方検察庁支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は検察庁仙台支部において、函館地方検察庁支部、旭川地方検察庁支部及び釧路地方検察庁支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は検察庁札幌支部において、津地方法務局支部、岐阜地方法務局支部、福井地方法務局支部、金沢地方法務局支部及び富山地方法務局支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は法務局名古屋支部において、それぞれ行うものとする。

刑務共済組合定款の一部変更について

刑務共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。
平成 30 年４月１日
刑務共済組合代表者
法務大臣　上川　陽子

第24条第１項の表中「6.13/1,000」を「8.12/1,000」に、「12.26/1,000」を「16.24/1,000」に改め、同条第２項の表中「6.13/1,000」を「8.12/1,000」に改め、同条第３項中「0.61/1,000」を「0.82/1,000」に改める。

附　則
1　この変更は、平成30年４月１日から施行する。
2　変更後の第24条第１項、第２項及び第３項の規定は、平成30年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。